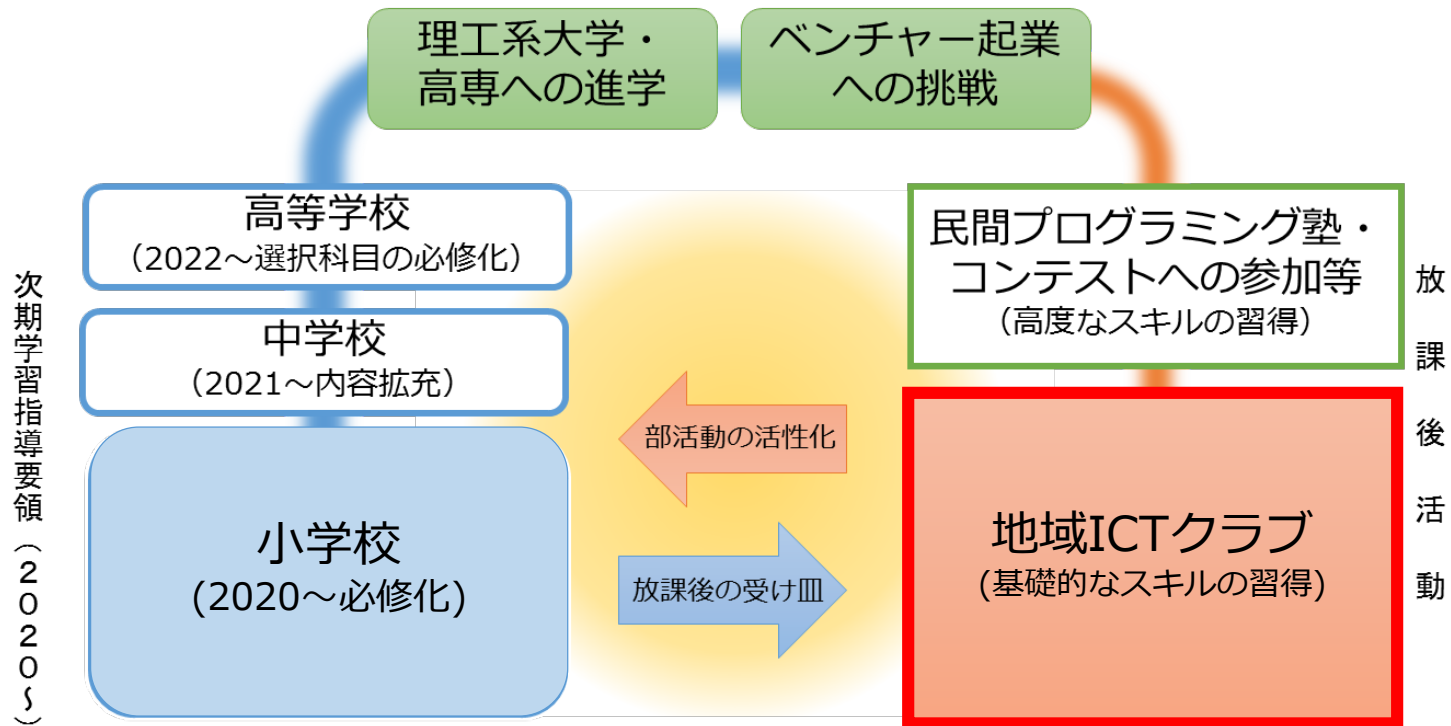


- 子どもたちがIoT、AI時代を生き抜くために必要な、論理的思考力、創造力、コミュニケーション力、ICTリテラシー等のスキルを育むためには、授業だけでなく、放課後・休業日などの課外での学習活動が重要。
- 地域ICTクラブでは、課外の時間にデザインやアプリ制作、世代間での知識・経験の共有などを通じて楽しく学び合うことで、ICTに対して高い興味関心を示す子どもたちを増やす。



(参考) スポーツでは、野球やサッカーなどの種目に興味関心のある児童生徒が放課後に活動。
中高生の野球人口は約35万人、サッカー人口は約40万人。
世界で活躍する人材の輩出を、これだけの中高生の活動が支えている。

- 本事業では、地域で児童生徒、障害児者が地元の大人とプログラミング等のICTを楽しく学び合い、**新しい時代の絆を創るための仕組み（地域ICTクラブ）**を構築する実証実験を行う。
- 地域ICTクラブの活動に必要なメンター、教材、端末・通信環境、会場を継続的に提供できるように、**地域の関係者（産官学NPO等）**による支援体制を検証する。

地域の関係者

保護者、自治会、行政、ICT企業、郵便局などが持つ、「人材」、「物品」を協力。

主婦、大学生、シニア、ICT技術者など

PC、タブレット、通信環境、教材、ロボット、会議室など

この他、自治体の独自施策、企業CSR等と連携も可

提案者へ
人材、
物品の協力



提案者（自治体、企業、NPO等が応募可）

地域の関係者の協力を得て、「地域ICTクラブ」を自立して運営できる体制を構築。

【提案者の業務】

①地域ICTクラブの組織化支援

関係者の協力を得た参加者募集、活動計画や講座内容の企画



②メンター、会場、教材の確保

地域の関係者から人材、物品の観点で協力を得て、指導者、端末、会場、教材等を確保

- ・主婦、大学生、シニアなど地域住民
→指導者（メンター）の育成
- ・PC、タブレット、通信環境、会議室
→実施会場の準備
- ・教材、ロボット
→カリキュラムと併せた教材の確保

メンター、
会場、
教材等
を提供し
活動支援

地域ICTクラブ

【講座例】

プログラミング体験からアプリ制作まで、参加者の習熟度に応じた講座設定



3Dプリンターを使ったものづくりや、デザインの創作



シニアも参加し、世代を超えて経験・知識の共有



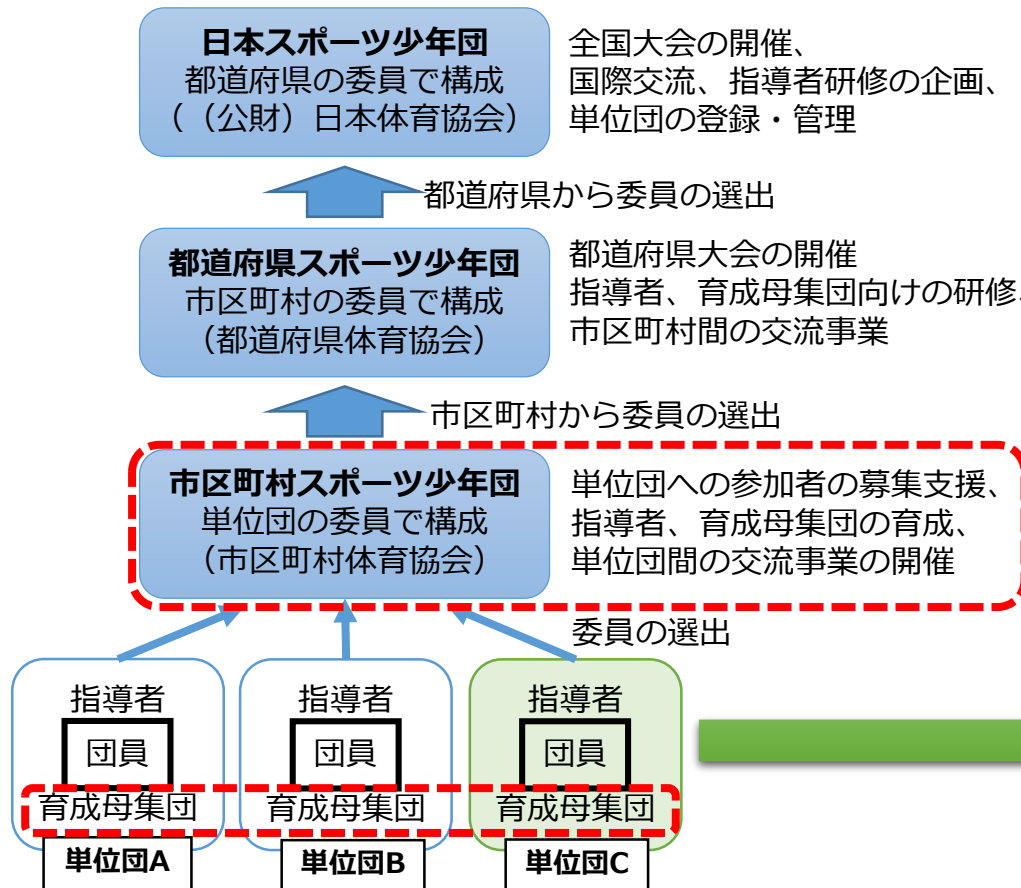
事業費支援

地域におけるIoTの学び推進事業（1.5億円）

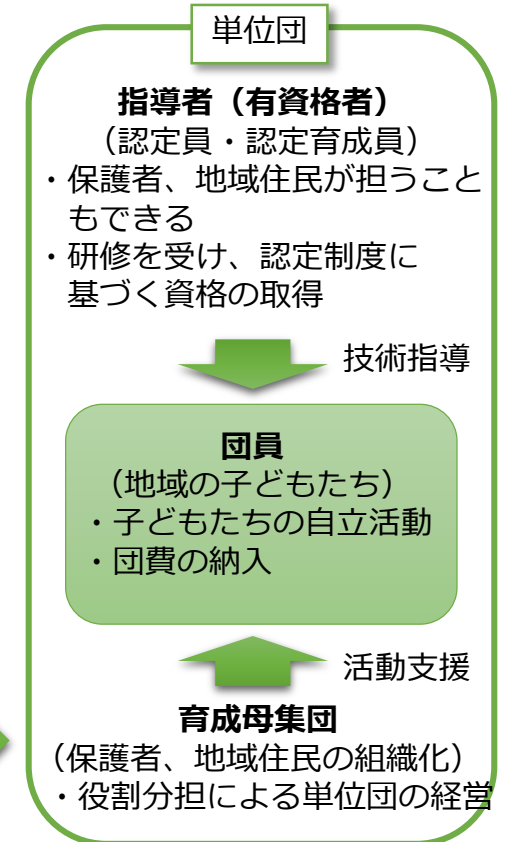
- 公募期間 4/10～5/18（4/19 公募説明会）
- 実証経費 1千万（上限）
- 採択件数 10件程度

- スポーツ少年団は、子どもたちが活動する単位スポーツ少年団（単位団）のほか、単位団の活動の企画・運営、指導者育成、単位団間の交流活動等を行う、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団で構成。
- 単位団は、自主的に参加する子どもたち（団員）、技術指導を行う地域住民（指導者）、子どもたちの保護者等（単位団の世話役である育成母集団）から成る。
- 年度ごとに日本スポーツ少年団に対して団員（小学生以上で10名以上）、指導者（20歳以上で1名以上）の登録が必要。

【スポーツ少年団の組織図】



【単位団の組織図】



- 1 本事業への参加は、**民間事業者等及び地方公共団体を構成員に含む協議会等の団体**（以下「協議会等」という。）である（設立予定も含む。）ことを条件とする。
 →民間事業者や地方公共団体などによる**単独の応募は不可**とする。
 →協議会等の**法人格の有無は問わない**。
 →協議会等の設立を示す書類、または設立予定の**協議会等に参加する意図があることを示す書類（同意書又は参加証明書等、様式任意）を提出**すること。
 →協議会等の設立予定は、提案が採択された場合に限るものであってもよい。
- 2 協議会等は、**本企画競争に係る代表団体を選定**すること。代表団体は、協議会等を代表して、本企画競争に係る連絡調整及び採択後の契約等を国との間で行うものとする。

【企画競争参加要件】

- ①代表団体が平成28・29・30年度総務本省（全省庁統一規格）「役務の提供等」において**競争参加資格を有する者または地方公共団体**であること。
- ②予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- ③総務省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- ④暴力団排除対象者に該当しない者。

【業務実施上の条件】

- ①業務実施体制を明確にするため、管理者及び担当者を配置する。配置予定の管理者は代表団体から配置するものとし、「教育の情報化に関する業務」について、過去1件以上の実績を有すること。
- ②業務の打合せは、総務省又は総務省が別に定める者からの要請に基づき実施すること。（4回程度）
- ③**国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて行っている取組は対象外**とする。
 ただし、本業務対象部分と、本業務以外に国、都道府県、市区町村及び公益法人等から財政的支援を受けて実施する「関連業務」の対象部分との業務範囲が明確に区分され、一体的に実施することで相乗効果が期待されると認められる場合はこの限りではない。
- ④業務の全部又は主要部分（業務全体の企画立案、進捗管理等）を第三者に委託し、または請け負わせて実施してはならない。代表団体から協議会等の他の構成員への再委託も同様とする。

①実証地域での地域ICTクラブの組織化支援

- 地域ICTクラブは、PTA、子ども会、自治会、民間企業、NPO等と連携し、ICT教育に関心のある保護者やICT企業の技術者（OBOGを含む。）などの社会人による「**サポーター**」と、ICT/IoTに対する学習意欲の高い児童生徒、障害児者による「**参加児童等**」で構成する（児童生徒の対象年齢は小中高校生を対象とするが、地域の状況に応じて就学前児童を参加させてもよい。）。
- サポーターは、地域ICTクラブでのICT/IoTに関する学び合いを通じた地域コミュニティの形成を支援する。参加人数は問わないが、地域ICTクラブの活動を支援する業務を役割分担できる人数であることが望ましい。
- 参加児童等は、関係機関と連携して希望制とし、10名以上で構成することが望ましい。
- 地域ICTクラブは、実証地域の状況や、活動内容を鑑みて複数設置することが望ましい（具体的な設置場所は問わない）。

②活動計画・講座等の内容を企画

- 参加児童等が中心となってサポーターも一緒に、**プログラミング等のICT/IoTを楽しく学び合うことができるテーマ設定**とすること（アート、ロボット操作、ゲーム制作、音楽などのほか、身近な生活での課題解決をテーマにした取り組みなど）。
- 参加児童等による**活動のインセンティブとなる目標を設定**すること（コンテストや競技会への参加、国内外の児童生徒との交流など。年度末別途に本事業の成果発表会を開催する予定。）。
- サポーターと参加児童等が同じテーマで一緒に学び合う取組**や、社会人・高齢者から**実社会での知識・経験等をICT/IoTを用いて共有する取組**、**障害の特性を踏まえた取組**を講座へ取り入れることが望ましい。
- 発育発達や障害の特性に応じた**デジタル機器との接し方**や、**AI倫理、セキュリティ、個人情報の取り扱い**について講座へ取り入れることが望ましい。
- 実証期間内に、**参加児童等が目標を達成できるような回数設定とすること**（地域ICTクラブごとに5回程度開催することが望ましい。メンター育成講座は回数に参入不可。コンテスト等への参加も回数に参入可）。

③メンターの確保（募集・育成・派遣）

→実証地域に在住又は講座の都度移動可能な大学・高専等の学生やICT教育に関心のある保護者、ICT企業の技術者（OBOGを含む。）などの社会人等から、関係機関と連携し**メンターとして参加意欲のある人材（サポーターがメンターとして参加することも可。）を発掘し、当該人材に対してメンターとして必要なスキルを習得させる。育成したメンターを地域ICTクラブへ派遣し講座を実施すること。**

なお、本業務では、**請負者がメンター役を担うことは、実証実施後の当該地域での事業継続性の観点から適当である場合を除き、原則認めない。**

→募集するメンターの数や経歴等の参加条件については、実証地域の状況、参加児童等の特性を踏まえ請負者が決定すること。

→メンター研修では、**e-ラーニングの活用**などメンターに必要なスキルを習得しやすい手法や、メンター活動を通じた**OJT**、講座実施後の**振り返りの場**の設定など、効果的な育成方策を検証すること。

→メンターに必要なスキル（児童生徒との接し方、講座ノウハウ等）は、総務省事業「若年層に対するプログラミング教育の普及推進」（H28、29）の実証成果を参考にすること。

④教材の確保

→サポーターと調整しつつ、**適当な教材を調達**すること。

プログラミングの習熟度に応じて、**多様な教材（アンプラグド、ソフトウェア、ハードウェア）を組み合わせた講座の検証や、ロボットやドローンなどのプログラミング専用機器の活用では導入コストの負担方法や講座の進め方の検証**をすること。

→クラウド上のコンテンツ・ツールをプログラミング講座や家庭での発展的学習、情報共有に用いるなど、クラウドを効果的に活用しつつ実証を進めること。

→複数の地域ICTクラブを組織し同一教材を利用する場合、当該**教材の共用等、有効活用できるように各単位団のスケジュール調整等**を行うこと。

⑤端末・通信環境の確保

→**既設の端末・通信環境の利用可能性を検証**すること。

→新たに端末・通信環境を提供する場合、**効率的な構築方法を検討**すること（端末や回線の種類、経費等）。複数の地域ICTクラブで**端末・通信環境を共用できるように単位団のスケジュール調整等**を行うこと。

⑥会場の確保

- 地域ICTクラブの活動に必要な会場を提供**すること。学校、学童クラブ、公民館、図書館、郵便局、自治会、児童館、社会福祉協議会などの公共施設のほか、私塾施設、企業の会議スペースなども含め、**継続利用をしていくにあたっての課題を検証**すること。
- 会場選定にあたっては、耐震・耐火等の施設の安全性を確認すること。

⑦講座の運用及び進捗の管理

- 地域ICTクラブでの活動の進捗管理を行うこと。
- サポーター、参加児童等に対するアンケートを実施し、今後扱って欲しい講座内容の確認や講座運営に対する意見を集約し、**今後のテーマ設定方法を検証**すること。講座に参加したメンターによる振り返りの場を設けるなど、**メンターが継続活動していく上で留意すべき事項を検証**すること。

⑧実証地域内外での活動状況の周知・広報

- 報道機関や地元住民に対する公開日を1回以上設けるなど、地域ICTクラブの活動に対する**関係機関の理解を促進**する広報活動を行うこと。
- サポーターや関係機関と連携して、**未加入の児童生徒やサポーターとして活動可能な社会人への働きかけや、未組織地域への活動の普及展開**のための周知方策の検証を行うこと。
- サポーターによる参加者の募集ポスター・チラシ作成、ホームページ作成、マスコミへの広報活動等に対して支援することが望ましい。

⑨同地域で継続的に活動していくための支援体制の検証

- 本事業終了後も自立的に継続できるように、①～⑧の取組も踏まえ、体制や資金等の観点から検証を行うこと。
 - ・平成31年度以降の計画について具体的な内容が示されており、自立的な継続性が期待できるか。
 - ・継続的な運用・発展のために必要な体制や資金等は整う見込みはあるか。

- 1 事業費の国からの支払い方法、提案者が会計処理で留意すべき点は何か。
事業費は事業終了後（翌年度の4月末まで）の精算払いとなります。
会計処理で留意すべき点は、経費支出計画書（提出様式4）中の「8. 旅費」は、要精算経費とし、他の経費と区別してその出納を明らかにするため、領収書等（領収書がとれない場合は明細を作成するなど工夫すること）をご提出いただく必要があります。なお、請負契約締結時の経費内訳書の範囲内での精算となりますので、ご注意ください。
その他の経費については、領収書等をご提出いただく必要はございませんが、国費での事業のため、何に使ったのか説明できるようにしていただきますよう、ご協力お願いいたします。
- 2 本事業費で購入する物品については、事業終了後、どのように取り扱えばよいのか。
10万円以下（税込み）の物品については、消耗品に区分されるため、資産登録等の手続きは必要ありません。有効に活用いただけますよう、お願いいたします。
10万円以上（税込み）の物品については、資産となるため、公募要領「8 業務請負契約等（6）事業終了後の残存資産の取扱い」のとおり、別途協議して取扱いを決めることとなります。
- 3 成果物（テキスト、カリキュラム等）の著作権は、どこに帰属するのか。
本事業で作成したテキスト、カリキュラム等（メンター育成研修のものを含む。）については、公募要領「6 仕様内容（4）知的財産権③」のとおり、総務省に帰属することとなります。また、テキスト、カリキュラム等は、事業終了後、総務省HP及び「未来の学びコンソーシアム」ポータルサイトへの掲載を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。
第三者が著作権を有する教材または既存の自社教材を利用する場合、当該著作物を使用した講座の運営ノウハウが納入成果物となり、（第三者の著作物を除く）講座運営ノウハウの著作権は総務省に帰属します。講座運営ノウハウの納入に当たっては、利用した第三者の著作物について、その名称・利用方法を明示してください。
なお、既存の自社教材を利用する提案者は、今後、他の地域ICTクラブが当該教材を、いつでもどこでも購入・利用できるように提供してください。

	項目（●印は必須事項）	評価の考え方	配点
事業内容	①事業内容の妥当性(●)	本事業の趣旨を理解し、提案の基本的な考え方及び取組方針が妥当であるか。	5
	②事業の公益性（●）	特定の団体等の利益を追求するのではなく、地域のニーズを踏まえICTの学びを通じた地域コミュニティの創出につながる提案であるか。	5
	③事業内容のモデル性	③－１～③－６の観点で、有効な実証結果を得るための「地域ICTクラブ」の企画・運営方法がモデル性のある内容で提案されているか。	40
	③－１ 実証地域での地域ICTクラブの組織化支援	地域の関係機関と連携した他地域展開のモデルとなるサポーター、参加児童等の募集方法、複数の単位団で異なる難易度の講座を設定したステップアップモデル、地域ICTクラブの広域展開による児童間交流モデルの提示、等	(5)
	③－２ 活動計画・講座等の内容の企画	社会人・高齢者から実社会での知識・経験等をICTを用いて共有する取組や障害の特性を踏まえた取組、発育発達や障害の特性に応じたデジタル機器との接し方や、AI倫理、セキュリティ、個人情報の取組、等	(10)
	③－３ メンターの確保	事業計画に沿ったメンター育成の研修の実施、参加児童等の数や特性を踏まえたメンターの派遣、等	(10)
	③－４ 教材の確保	事業計画に沿った教材の内容、地域ICTクラブの設置数を考慮した教材の共用方法、等	(5)
	③－５ 端末・通信環境の確保	関係機関と連携した既設の端末・通信環境の活用、新設であっても必要最低限で追加して措置、等	(5)
	③－６ 会場の確保	関係機関と連携した会場の確保、等	(5)

	項目（●印は必須事項）	評価の考え方	配点
実施体制	④実施体制の妥当性	協議会等の体制について、体制、人員が確立されていること。当該体制・人員に関して、責任体制・役割分担が明確化され、連携が図られているか。 また、代表団体は過去にプログラミング教育に関する講習会や講座の実績又は本事業に必要な専門知識・経験を有しているか。	10
	⑤作業計画の妥当性（●）	スケジュールに無理がなく、実現性があること。また、日程、作業の進め方が効率的であるか。（それぞれの作業ごとにスケジュール・作業の進め方の明確化）	5
普及・展開	⑥事業の継続性（●）	次年度以降も継続的な活動が期待できるか。自立的に継続できることが、体制や資金等の観点から明確であること。	10
	⑦成果の普及・展開計画の具体性・適切性	他の地域に展開できる知見が得られる取り組み内容であるか。また、普及・展開計画について具体的に提案されているか。	10
コスト	⑧費用抑制に対する提案	全体費用を抑制するために積極的な検討及び対策が施されているか。また限られた費用でより多くの講座、多様な講座を実施する等の効率性が考慮されているか。	10
他	⑨ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定を受けているか。 次世代法に基づく認定を受けているか。 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。	5